

「平成 24 年度以降の子どもに対する手当」の地方負担に対する意見

「平成 24 年度以降の子どもに対する手当」における国と地方の費用負担について、平成 23 年 11 月 7 日に厚生労働大臣から全国知事会会長に提案されたところであるが、この提案は、地方の財政運営に多大な影響を及ぼす事業であるにもかかわらず、何ら協議の場を設定することなく地方の自主財源の使途を決めるものとなっている。

これは、「地域のことは地域で決められる仕組みをつくる」としてきた、これまでの民主党の考えに相反するものであり、国と地方の信頼関係を壊すものであることから、次のとおり反対し、直ちに提案の撤回を求める。

- 1 平成 24 年度以降の子どもに対する手当は、国の施策として、全国一律で実施する新たな現金給付であることから、本来国が担い、地方に負担を転嫁することなく、全額国費で賄うべきである。
- 2 年少扶養控除等の見直しによる地方税の増収分 0.5 兆円相当額は、地方一般財源である。地方固有の財源である住民税の増収分等を一方的に子どもに対する手当に使途を限定するもので、到底受け入れられるものではない。
- 3 また、仮試算における平成 24 年度地方一般財源総額は 60 兆円と、平成 23 年度を 0.5 兆円上回っているが、年少扶養控除等の見直しによる地方税の増収分 0.5 兆円相当額が国庫支出金から減額されていることから、実質的には増収になっていない。
中期財政フレームにより、地方一般財源の総額が増額されない中、国が地方に新たな財源負担を強いる場合は、結果として他の地方歳出にしわ寄せが及ぶことになる。
- 4 現在、国において新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムである「子ども・子育て新システム」が検討されている。
こうした中、新たな子どもに対する手当に関する国と地方の負担割合についてのみ一方的に論ずるのではなく、子ども子育てに関する施策の枠組みの全体像を示した上で、早急に、国と地方の協議の場等を開催し、十分な協議を行うべきである。

平成 23 年 11 月 11 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
副委員	大阪府副知事	小河保之
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門